吹田市立小中学校等
無線通信式防犯カメラ機器
賃貸借仕様書

令和５年４月

第１　総則

１　契約件名

(1) 吹田市立小中学校無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

(2) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

２　目的

無線通信式防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を吹田市内の市立小・中学校の常時使用する正門及び通用門並びに留守家庭児童育成室の出入口付近に設置することで、校内等への不審者の侵入や犯罪に対する抑止効果を目的とし、児童・生徒が安心して通える学校環境の整備を図る。

３　概要

今回導入する防犯カメラは、映像を防犯カメラ内のＳＳＤ等の記録媒体に記録し、無線ＬＡＮ方式により、専用端末機器へ当該映像を送信することができるものとし、当該専用端末機器で、その映像を再生することができるものとする。また、防犯カメラの故障等により起動状態が変化した際や、無線ＬＡＮの利用による録画画像の取得の際等にＬＰＷＡ回線を通じて、指定のクラウドサーバへ信号を送信するとともに、指定のメールアドレスへのＥメール発信を行う機能（以下「故障等通知機能」という。）をあわせもつシステムを整備する。

４　設置台数等

(1) 吹田市立小中学校無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

小学校８６台、中学校３３台　別紙１「設置台数一覧」を参照。

(2) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

千里丘北留守家庭児童育成室１台　別紙１「設置台数一覧」を参照。

なお、設置箇所の詳細については、受注者にのみ提示するものとする。

５　賃貸借期間

令和５年１０月１日から令和１０年９月３０日まで（６０か月）

※防犯カメラの新設にあたっては、設置が完了した日から賃貸借期間開始日の前日までの期間を、正式な稼働に向けた試験又は試用期間として設定する。

６　設置期間等

契約締結後、発注者による自治会等への設置説明（６月下旬予定）までの間はカメラを稼働させないこととし、その後令和５年９月３０日までに設置及び動作確認を完

了すること。

第２　一般事項

１　適用範囲

本仕様書は、吹田市が発注する「吹田市立小中学校無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約書」及び「吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約書」の契約内容について必要な事項を示すもので、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定める。

２　適用基準

設置工事を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

３　提出書類

以下の書類を各契約ごとに提出すること。

(1) 契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

工程表、管理技術者届、下請業者名簿、現場代理人・主任技術者届（経歴書含む）、必要資格取得者名簿、吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づく誓約書

(2) 機器等設置作業前に次の書類を提出すること。

設置作業従事者名簿、作業手順書、機器承認図

(3) 機器等設置完了後、速やかに次の書類を提出すること。

完成図書（設置箇所一覧表、設置箇所位置図、詳細図、施工写真（施工前、後）、作動確認書、設置箇所同意確認書）（１冊）

設置箇所一覧表、設置箇所位置図（電子データ１部）

防犯カメラ機器取扱説明書（２冊、電子データ１部）

なお、設置箇所位置図には電源取出し場所及び配線ルートを記載すること。また、設置箇所一覧表及び設置箇所位置図については、防犯カメラ管理番号を記載すること。

(4) その他、発注者が必要とする書類

４　報告・連絡

受注者は、本業務の進捗状況について、発注者に週間報告を行うなど緊密な連絡を図り、本契約全般の責にあたること。

5　官公署等への手続き

防犯カメラ機器の設置に必要な官公署や電力会社等への手続き（電気使用料等に係る許可等が得られるまでに必要となる関係部署との協議や申請書の作成、各種資料の作成等の一切の事務を含む）は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用は全て受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、それを受注者が行うことができない場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

6　設置上の注意

(1) 受注者は、発注者と設置前に下記の事前協議を十分に行うこと。

ア 防犯カメラの設置先は別紙１「設置台数一覧」から一部変更になる場合があるため、カメラの設置位置及び設置方法等について発注者と協議のうえ、承認を得ること。なお、設置先変更に伴う契約金額の増額はしないものとする。

イ 作業日の１週間以上前に設置日時等について、発注者の了承を得ること。また、周辺地域住民及び学校等に対する設置作業日等の通知方法について、発注者と協議のうえ、了承を得ること。

ウ その他設置作業について検討を要する事項。

(2) 受注者において学校等と十分に協議し、日程調整のうえ、吹田市における工事基準に準拠した工事を行うこと。また、設置箇所の強度も十分に考査すること。

(3) 受注者は、施工前に設置する場所の現地調査を行い、施工にあたっては、本仕様書等を遵守のうえ、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。

(4) 設置等については、第二種電気工事士以上の有資格者が作業を行うこと。

(5) 受注者は、設置作業にあたり、必要な保安資機材を活用し、必ず保安要員を配置するとともに、設置作業中は学校運営及び周辺地域住民に十分配慮すること。

(6) 設置作業中に事故が発生した場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるとともに、発注者に報告すること。また、受注者はその補償を行うこと。

(7) 防犯カメラは学校等敷地内に設置することとし、学校等敷地内に適当な設置場所がない場合は、受注者の負担において建柱すること。

(8) 漏電対策として、漏電ブレーカーを設置するか、漏電ブレーカー内蔵防犯カメラを使用すること。

(9) 防犯カメラに対する給電については、分電盤又はコンセントから分電するものとし、発注者と十分協議すること。なお、外部より受電することも可能とするが、その場合は受注者が契約者となり、その諸手続き業務、手数料、契約期間中の電気料金については、受注者が負担するものとする。

(10) 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、金属管には塗装を施すこと。

ただし、屋上においては塗装不要とするが、内外面とも溶融亜鉛メッキを施すこと。

(11) 屋内露出配線は、金属管配線又は金属線ぴ配線とする。金属管には塗装を施すこと。

(12) 防犯カメラ設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ取付金具等の必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。

(13) 設置作業中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。

(14) 設置にあたっては、遅くとも１週間前までに学校等に対して設置工事の日時等について通知すること。

(15) 画像の確認やマスキングを必要とする場合は、必要な作業を行うこと。

(16) 家屋等が撮影範囲に写りこむ場合は、必要に応じて受注者が家屋等の住民の同意を得た上で、設置箇所同意確認書（任意様式）を取得し、発注者に提出すること。なお、同意確認書の内容等については、発注者と十分に協議のうえ、受注者が作成すること。

(17) 機器の設置作業は、原則として平日及び土曜日の９時から１７時までとするが、児童・生徒の登下校時等、作業ができない時間帯があることに留意すること。

(18) 受注者は、設置工事の期間内であっても、本仕様書第１総則２項の目的を鑑み、必要に応じて、受注者が設置した防犯カメラの画像データを取り出すことができるようにすること。また、それにあたり、発注者に対して、防犯カメラ機器の設置、納品、操作の説明等を行うこと。

(19) 本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とするものについては、受注者の責任において設置すること。

(20) 受注者は、防犯カメラの設置にあたり、最大瞬間風速６０ｍ／ｓであっても、それに耐えうるように、その配線や付属物も含めて、確実・堅牢に施工すること。

(21) 受注者は、防犯カメラの設置にあたっては十分な耐震対策を講じること。

(22) 受注者は、吹田市内業者を優先的に活用するよう努めること。

7　設置完了時

(1) 設置作業完了後、受注者は第２一般事項３項(3)の提出書類を発注者に提出したうえで、完了報告を行うこと。

(2) 受注者は、設置作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じること。

8　費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

(1) 機器の搬入、搬出に係る費用

(2) 機器の設置、工事、調整、変更及び検査に係る費用

(3) 防犯カメラの外部受電箇所の電気料金

(4) 機器の設置後の保証業務、防犯カメラの移設、事故等による損傷の対応、賃貸借期間終了時の対応に係る費用

(5) 機器の動産保険料

(6) 告知シール及び告知板の作成及び設置費用

(7) 防犯カメラの設置工事に必要となる各種申請に係る費用

第３　機器の仕様

１　防犯カメラ

機器仕様は以下のとおりとする。ただし、記載のないものについては、本市の街頭防犯カメラ選定基準（別紙２）による。

(1)　調達機器

ア　防犯カメラ本体に映像を記録し、録画映像は専用端末機器を用いて取り出し、専用のソフトウェアを用いて再生するものとする。映像はそのソフトウェア以外では再生できないものとするとともに、防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。

イ　屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型であり、無線ＬＡＮ方式で映像を専用端末機器に伝送することができること。

ウ　新品機器を納入すること。

エ　機器性能と仕様

		仕様等	
本体	ハウジング	形状	撮影方向のわかりづらいドーム型とする。
		防塵防水性	ＩＰ６６以上とする。
		塗色（白）	事前に発注者の承認を得ること。
	その他	最低被写体照度	0.01lux(カラー、F1.5、スローシャッターOFF時)を満たすこと。
		プライバシー保護機能	マスキング機能で、撮影画像内の一定のエリアのマスキングを防犯カメラ１台ごとに任意に１０か所以上指定できること。

		映像取り出しにおけるセキュリティ	Ｗｅｂブラウザー接続時のパスワード認証、無線ＬＡＮ暗号化規格ＷＰＡ２－ＰＳＫ（ＡＥＳ）の採用、ステルス機能を搭載していること。

(2) 映像無線伝送装置

無線ＬＡＮ方式で映像を専用端末機器に伝送することができる。周波数は、免許不要かつ屋外使用が可能なもので、５．６GHz帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって５．６GHz帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。

(3) 映像記録装置

ア　要求する機能の定義

映像記録装置は、設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。録画映像の再生時（コピー後の映像を含む。）に正確な撮影日時が表示されるようＧＰＳによる時刻補正を行う機能を有すること。また、映像の取り出し及び再生に防犯カメラ専用のソフトウェアをインストールし、使用できること。

イ　機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ内蔵メモリ	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準的な解像度において、毎秒１０枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、２週間程度記録できる容量を有する。（記録媒体の記録容量１２８ＧＢ以上）
	記録方式	画像解像度	（１，２８０×７２０）以上に対応。
		圧縮方式	Ｈ２６５又はＨ２６４に対応。
	通知機能	機器異常時	・故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有する。 ・ＬＰＷＡ通信（ＳＩＧＦＯＸ規格）による故障等通知機能

(4) 外部表示

防犯カメラハウジング外部（カメラ下部から容易に確認ができる箇所）に、防犯カメラの管理番号を表示すること。

例）青山台小学校　34-01

34（学校番号　別紙１「設置台数一覧」を参照)-01(学校内整理番号)

(5) 告知用シール及び告知板

設置場所、形状、色及び告知内容については、発注者と協議すること。

ア　告知用シール

防犯カメラ本体に、市名及び防犯カメラが作動していることを周知するためのシールを貼付すること。

イ　告知板

防犯カメラ設置門近辺に、防犯効果を高めるための告知板を設置すること。告知板の大きさは縦３０ｃｍ×横１０ｃｍ程度とし、防犯カメラが作動中である旨を記載すること。なお、屋外に設置することから、飛散防止及び経年劣化に耐えうる素材とし、設置した告知板が破損した場合は、新しい告知板と交換すること。

２　専用端末機器

(1) 要求する機能の定義

収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御（ズーム）及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

なお、再生・検索機能の設定条件等については、発注者の承認を得ること。

(2) 機器性能と仕様

ネットワーク対応が可能であり、かつ５．６GHz帯に対応できること。

区分	品目	仕様等	
本体	本体	機能	最長２０ｍの範囲内で、防犯カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。また、映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。
		制御	防犯カメラの制御（ズーム）機能を有する。
		OS	最新のＯＳを搭載。
		CPU	インテルＣＯＲＥi5以上
		HDD	外付け可能のこと。
		メモリ	８ＧＢ以上。
		バッテリー	内蔵。駆動時間１０時間以上
		インターフェイス	ＵＳＢポート２ヵ所以上（ＵＳＢ２．０又

			は３．０）
		その他	安定して動作し、コンピュータウイルス等セキュリティ対策が施されていること。
	表示部	サイズ	１０インチ～１４インチ程度。
		解像度	ＵＸＧＡ、ＷＵＸＧＡ以上
		表示色	約１，６００万色以上。
	外部記録媒体	映像取り出し	カメラ内蔵メモリに記録された映像（動画及び静止画）の任意の部分を、ＵＳＢメモリ等汎用的な媒体に記録できること。
	その他	付属品	マウス、携帯（保護）ケース、液晶保護フィルム（貼付けのうえ、納品すること）
		ウイルス対策ソフトを導入すること（保守、ライセンスを含む。）。	

第４　システムの仕様

１　概要

本システムは発注者が指定する場所に防犯カメラを設置し、その映像を２４時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む）できるものとする。

２　装置等の条件

(1) 機器設置場所及び数量

詳細は、別紙１「設置先一覧」のとおり。

品名	設置場所	数量
防犯カメラ（記録媒体一体型映像記録装置）	各小中学校	１１９台
	千里丘北留守家庭児童育成室	１台
告知用シール	各小中学校	１１９枚
	千里丘北留守家庭児童育成室	１枚
告知板	各小中学校	１１９枚
	千里丘北留守家庭児童育成室	１枚
専用端末機器	吹田市教育委員会	２台
	吹田市役所	１台

(2) 故障等通知機能

ア　防犯カメラの録画停止や電源の切断等、カメラの起動状態が変化した際や無線

ＬＡＮの利用による録画画像の取得の際等にＬＰＷＡ通信（ＳＩＧＦＯＸ規格）にて信号を送信し、その信号を外部サーバに蓄積するとともに、指定のメールアドレスへのＥメール発信を行うことができること。

イ　外部サーバに蓄積する信号は、過去２年分以上の履歴データとすること。

ウ　全ての防犯カメラの履歴情報（上記イの過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してＣＳＶファイル形式でダウンロードすることができること。

エ　指定した防犯カメラの履歴情報（上記イの過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してＣＳＶファイル形式でダウンロードすることができること。

オ　全ての防犯カメラの履歴情報のうち、最新履歴のみを一括してＣＳＶファイル形式でダウンロードすることができること。

カ　指定した防犯カメラの履歴情報のうち、最新履歴のみを一括してＣＳＶファイル形式でダウンロードすることができること。

キ　防犯カメラの録画停止や電源の切断等の際に発信される信号（Ｅメール）が、受注者に届いた場合は、速やかに必要な対応を行うこと。

ク　無線ＬＡＮの利用による録画画像の取得の際に、ＬＰＷＡ通信（ＳＩＧＦＯＸ規格）にて信号を送信し、その信号を外部サーバに蓄積する際には、防犯カメラへのアクセスに利用した専用端末機器の情報も含めたものとすること。

ケ　サーバから発信されるＥメールのメールアドレスは、５つ以上指定することができること。

コ　無線ＬＡＮの利用による録画画像の取得の際に送信されるＥメールアドレスは、それ以外の要因により送信されるＥメールのメールアドレスとは異なるメールアドレスを指定することができること。

(3) システムの条件等

ア　契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、すべて受注者の責任において実施すること。

イ　設置する機器及びソフトウェア等システムについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。

ウ　本業務により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、速やかに修理を行うこと。なお、修理に時間を要する場合は、発注者と協議のうえ、受注者の負担において代替機器を設置すること。

エ　設置後５年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。

オ　設置する機器及びソフトウェア等システムについて、ＯＳの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に発注者に提供すること。

カ　消耗部品の交換は、受注者が行うこと。

キ　保守用の装置等は、受注者で保有するものとする。

(4) 防犯カメラと専用端末機器との接続構成

機器の構成については無線ＬＡＮ方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタ及びカメラ操作をする際に通信の速度不足がないことを条件とする。

(5) 防犯カメラ本体の時刻について

防犯カメラ本体の時刻は、年差±１０秒とすること。また、防犯カメラ本体の時刻の自動補正の機能が故障した場合において、故障等通知機能を用いることにより、その故障が長期間に渡って放置されることのないようにすること。

(6) 作動条件

屋外に設置する各機器は、次の使用条件で動作すること。

使用温度　－２０℃～５０℃

湿度範囲　８０％以下

風　　速　４０ｍ／ｓ以下（瞬間最大風速６０ｍ／ｓであっても、それに耐えうる設置をすること。）

(7) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造とする。なお、防犯カメラは指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

ア　防犯カメラは防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。

イ　防犯カメラの電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。

ウ　防犯カメラ内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。

エ　停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

(8) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じること。

(9) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧はＡＣ１００Ｖ又はＡＣ２００Ｖとする。また、防犯カメラに供給する電源は、他の機器と併用する場合、併設する機器に影響を与えないこと。

(10) 運用時間

本システムは、２４時間３６５日連続運用とする。

(11) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認

を得ること。

ア　防犯カメラはＭＡＣアドレスフィルタリング機能及びＷＰＡ２－ＰＳＫ（ＡＥＳ）を採用し、第三者による無線ＬＡＮの不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ　防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ　データの検索・閲覧及び機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。

エ　故障等通知機能のシステム（防犯カメラ、サーバ、専用端末機器等）のネットワークに係るそれぞれの連携については、暗号化処理やパスワードの設定により、容易に盗聴できない仕様とすること。また、サーバへのアクセスに使用するパスワードは、大文字／小文字／数字／記号等から３種類以上使用かつ８桁以上で設定ができること。

オ　防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盗性能に優れたものとすること。

カ　受注者の提案によるセキュリティの強化については、発注者と協議すること。

キ　防犯カメラの通信モジュールは、基盤化し防犯カメラ本体に組み込むことにより、その取り外しが困難な作りとすること。また、防犯カメラの盗難の際などに遠隔操作により通信モジュール単位で通信の停止処理が可能であること。

第５　機器等設置後の対応

１　保証業務

(1) 受注者は、防犯カメラ機器設置後から賃貸借期間終了までの間、設置した防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムが正常な状態で使用できるよう管理すること。

(2) 設置した防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、受注者において問合せ窓口を設置し、平日の他、土曜日、日曜日及び祝日にも対応可能とすること。

(3) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムの不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況の確認や修理等を行うなど、緊急対応体制を整えること。

(4) 受注者は、修理作業が完了したときは、報告書により発注者に報告し、管理台帳等に記載すること。

(5) 受注者は、修理等のために録画装置より外部に取り出した画像データを、確実に削除すること。また、画像から知り得た情報は外部に漏らさないこと。

(6) 受注者は、防犯カメラ機器の取扱い方法、アクセスログの確認及び新たなパスワードの設定方法について簡易なマニュアルを作成し、書面により発注者に提出すること。また、作成した簡易マニュアルについて取扱い説明を行うこと。

(7) 受注者は、防犯カメラ設置後においても、画像の確認やマスキングを必要とする場合は、必要な作業を行うこと。

(8) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(9) 受注者は、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること。（落雷等自然災害によるものを含む。）

(10) 機器に不具合が発生し、それが不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者が補修等を行うこと。ただし、戦争やテロ等の事変によるもの及び大地震、噴火、津波等の大規模災害によるものはこの限りではない。

2　事故等による機器損傷時の対応

(1) 事故等により、本仕様書による賃貸借物件等が学校運営等に支障を及ぼしている場合は、発注者の指示により受注者がその撤去を行うこと。

(2) (1)により受注者が撤去した防犯カメラの復旧については、事故当時者との交渉やその費用を含め、受注者が行うこと。

(3) 復旧した機器は、引き続き受注者が管理すること。

(4) (1)から(3)の事故等による損傷の対応については、機器の設置後から賃貸借期間終了までの間適用する。

3　施設等の更新

施設等が改修・更新されるときは、受注者が機器の取外し及び取付けを行い、引き続き受注者が管理すること。

4　運用状況等の定期報告について

受注者は、毎月１回、防犯カメラの運用状況（アクセスログ、異常の有無、保守対応の内容）について取りまとめ、発注者へメールで報告すること。提出期限は原則として、毎月１５日とする。報告内容はクラウド等で確認し、正確に報告すること。なお、報告に係る一切の費用は受注者の負担とする。

5　賃貸借期間終了時

(1) 賃貸借期間終了時は、発注者が防犯カメラ機器の取り外しを行うものとし、受注者は、作業が円滑に行えるよう協力すること。なお、防犯カメラ機器の設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材、ポール、その他消耗品については、発注者に無償譲渡するものとする（発注者が無償譲渡を希望した場合のみ）。

(2) 発注者は、防犯カメラ機器の取り外し時に損傷を与えた場合は、その補修等を行うものとする。

(3) 受注者は、発注者が取り外した防犯カメラ機器を、発注者が指定する期日までに発注者が指定する場所において、引き取ること。

(4) 受注者は、映像記録装置等に保存されているデータを確実に消去し、その結果を書面により発注者に報告すること。また、知り得た情報は、契約期間終了後も含め外部に漏らさないこと。

6　その他

(1) 様式

報告書、台帳等の様式については、発注者と協議を行うこと。

(2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこと。

7　担当部署

(1) 吹田市立小中学校無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

吹田市教育委員会　学校教育部　学校管理課

電話番号　０６－６１５５－８０３５

Ｅｍａｉｌ　gsisetu@city.suita.osaka.jp

(2) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

吹田市教育委員会　地域教育部　放課後子ども育成室

電話番号　０６－６３８４－１５９９

Ｅｍａｉｌ　houkagokodomo@city.suita.osaka.jp